

## 議案第127号

### 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所定款の一部変更について

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所定款の一部を次のように変更する。

第1条中「平成15年法律第118号」を「平成15年法律第118号。以下「法」という。」に改める。

第10条第1項中「、理事及び監事」を「及び理事」に改め、ただし書を削り、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 監事の任期は、理事長の任期に対応するものとし、任命の日から当該対応する理事長の任期の最終の事業年度についての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 附 則

- 1 この定款の変更は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年4月1日以後最初に任命される監事（補欠の監事を除く。）の任期に係る変更後の第10条第2項の規定の適用については、同項中「理事長の任期に対応するものとし、任命の日から当該対応する理事長」とあるのは、「任命の日から同日において理事長である者」とする。

平成30年9月12日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

監事の任期を改めるため、定款の一部を変更する必要があるので、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所定款（抄）

(目 的)

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、もって住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与することを目的とする。

(任 期)

第10条 理事長の任期は4年とし、副理事長、理事及び監事の任期は2年とする。ただし、補及び

欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事の任期は、理事長の任期に対応するものとし、任命の日から当該対応する理事長の任期の最終の事業年度についての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 省 略  
4

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

(定 款)

第8条 省 略

- 2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 - 4 省 略